

筑後市公式 LINE 運用方針

(LINE について)

第 1 条 LINE とは、LINE 社が運営するソーシャルネットワーキングサービス (SNS) で、低年齢層から高年齢層まで幅広く利用されているのが特徴である。

(目的)

第 2 条 SNS として広く普及している LINE を広報媒体として利用し、市政情報を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこの運用方針で定める。

(適用範囲)

第 3 条 この運用方針は、筑後市公式 LINE (以下、「本アカウント」) を運用する全ての者に適用する。

(管理)

第 4 条 LINE は原則として本市公式のものをひとつ設置し、その管理は総務広報課が行う。どうしても本アカウントでの情報発信に不都合がある場合は、例外的に別アカウントを立ち上げるものとする。

2 本アカウントは、総務広報課に管理権限を、各部署に配信権限を設定する。ただし、総務広報課長が必要と認めた場合は、災害等緊急時の対応に備え、他部署にも管理権限を設定する。

(配信)

第 5 条 配信者は、市職員とする。

2 配信内容は、原則として当市の PR 情報、業務に関する情報、時節に関する情報又は緊急・防災情報とその関連情報とする。

3 チャットボットに設定したもの以外は、原則コメントに対する返信は行わないものとする。

4 配信内容に関しては、配信した職員の所属部署がその責を負うものとする。

(遵守事項)

第 6 条 この運用方針のほか、筑後市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン、関連法令、関連条例を遵守すること。

(停止または削除)

第 7 条 本ページの運用が困難と判断される場合には、当市公式ホームページに明記したうえで速やかに本ページを停止、又はアカウントを削除するものとする。

(その他)

第8条 この運用方針に定めがない事項については、総務広報課が適切な判断を行うものとする。

令和4年4月1日 策定